

選定療養（入院料一部自己負担）実施について

厚生労働省の指示により、入院期間が180日を超える場合は、入院料一部負担額を患者さんから徴収しております。徴収額につきましては、下記の通りです。

記

急性期一般入院料 2（3階病棟） ￥2,965-
（一日につき）

***上記金額に別途診察費がかかります。**

なお、血液透析を週2回以上実施し、寝たきり状態（判断基準によるランクB以上）の方、または生活保護受給者は対象外（入院料一部自己負担金額なし）となります。

また、三カ月以内に病院に入院したことがある患者さんは、病名により入院日数が通算されますので、入院時に自己申告または退院証明書を提出してください。

正しく申告されないと、保険の入院料の一部が自己負担になることがあります。ご了承ください。

令和8年6月1日



病院長